

北九州市公営競技局クレカ若松の会議室等の使用及び管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北九州市公営競技局（以下「局」という。）が設置するクレカ若松の会議室等の使用及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程中、用語の定義は次のとおりとする。

(1) 会議室等 クレカ若松内の多目的ホール・控室・市民ホール・市民ホール&ROKU・会議室1・会議室2及びこれらの共用部分並びに会議室等に付属する備品・設備をいう。

(2) 管理者 前号の管理者は、地域貢献室長とする。

(使用期間等)

第3条 会議室等の使用期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 使用期間 原則として年中無休

(2) 使用時間 午前9時から午後10時まで

(使用料)

第4条 局長は、会議室等の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は前納とする。ただし、特段の理由があると管理者が認めるときは、後納とすることができる。

(使用料の不返還)

第5条 既に納付した使用料は返還しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない事由により会議室等を使用することができないときは、既に納付した使用料を返還することができる。

(使用の承認)

第6条 会議室等の使用の承認を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、使用申込書（様式1）及び施設使用同意書（様式2）を使用を希望する日の属する月の3月前の月初から使用を希望する日の1月前までに管理者に提出し、管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の承認にあたり、管理者は必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

(1) 申請書類の記載に虚偽があると認められるとき。

(2) 第4条第2項の前納が確認できないとき。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(4) 会議室等を損傷させるおそれがあると認められるとき。

(5) 使用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又は暴力団及び暴力団員に関与していると認められるとき。

(6) 商品販売を目的とした使用であると認められるとき。

(7) 訪問販売法その他の商品取引に関する法律で規制された手段を用いて商品販売を行ったり、講習会等を名目に人を集め、その会員を勧誘する使用であると認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、会議室等の管理上支障があると認められるとき。
(承認の取消等)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) この規程もしくは第6条第2項に定める使用の承認に付した条件に違反したとき又は関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) 詐欺その他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、会議室等の使用が終わったとき、又は前条の規定により会議室等の使用を停止させられたときは、直ちに当該会議室等を原状回復しなければならない。

(使用権の譲渡禁止)

第10条 使用者は、会議室等を使用する権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(損害の賠償)

第11条 使用者は、自己の責に帰すべき理由により会議室等を滅失又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(管理上の立入)

第12条 使用者は、管理者が管理上の必要のため立ち入るときは、これを拒むことができない。

(拾得物)

第13条 金品等の拾得物は、管理者がポートルース事業課長に引き継ぐものとする。

第14条 この規程に定めるもののほか、会議室等の使用及び管理については、北九州市公営競技局会計規程及び北九州市公営競技局普通財産管理要綱の定めるところによる。

付則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。